# 韓国・台湾・シンガポールにおける女性移民と家族形成 ―日本への示唆を求めて―

# 野 沢 慎 司 ・ 金 成 垣 ・ 米 澤 旦

# 1. 問題の設定一東アジアにおける移民の家族 形成と次世代支援政策の比較研究

明治学院大学社会学部付属研究所の特別推進 プロジェクト「内なる国際化に向けた生活保障 システムの再編」の研究グループでは、2017年 度から2019年度の3年間にわたって、外国ルー ツの住民が増加する日本社会において、この テーマの国内の多様な研究者や支援活動の現場 に関わる方々の経験や見解から学ぶ機会を設 け、その現場に足を運ぶかたちで共同調査研究 を重ねてきた。とくに日本社会に一定の定着・ 定住を経験し、家族形成し、子どもを養育する 多様な背景の親たちとその子どもたちが直面す る独自の困難に目を向け、その支援をいかに促 進するかという政策的課題に日本社会が直面し ているという認識を深めた。

その過程で、研究グループのメンバーが保有している個人的ネットワークを活用して、東アジアの社会を調査対象に含めるというアイディアが浮上した。多文化化の状況とそれへの対応を日本との比較の視点から、東アジアの社会について概観する現地調査をこのプロジェクトの研究計画に含めた。具体的には、韓国、台湾、シンガポールの3つの社会をターゲットと定め、その多文化状況と支援政策的な対応を探ることにした。2018年3月に韓国(ソウル市とその近郊)、2019年3月に台湾(台北市とその近郊)、2020年2月にシンガポールを、数日間訪

問する短期共同現地調査を計画した。ただし、シンガポール調査については、新型コロナウイルス感染拡大のために直前に中止となった。シンガポール調査に関しては、訪問調査に代わる調査(現地在住日本人ジャーナリストへのオンラインインタビューや東京を訪れた家族支援団体スタッフへの予備インタビューなど)および文献リサーチによって補うこととした。

とりあげた東アジアの3つの社会は(本稿ではシンガポールも広い意味での東アジアの社会に含める)、1980年代に「アジアの奇跡」と呼ばれた高度経済成長を遂げ、NIES(「四頭の虎」)と呼ばれたグループに含まれている(もう一つは香港)。日本とこれらの東アジアの4つの社会は、極端な少子化、晩婚化、未婚化、国際結婚(越境結婚)の増加、離婚率の上昇、高齢人口比率の上昇など、共通の人口学的変化を経験しつつある(落合2013)。こうした人口構成の転換は、国内の労働力人口の不足をもたらし、海外からの労働力導入のニーズを生じさせる。その意味で、社会の多文化化を促す共通の社会的背景を多かれ少なかれ共有しているのが日本を含むこれらの東アジア社会だと言える。

一方、落合(2013)は、シンガポール、台湾、韓国などの東アジア社会においては、近代化による第一の人口転換(出生率低下)から第二の人口転換(出生率低下)が連続して起こっている点で、「圧縮された近代」の期間圧縮の程度に日

本との違いがある(その点、日本は「半圧縮近代」である)と主張する。そして、「より強度に『圧縮された近代』を経験した他の東アジア社会では、家族の名の下にグローバル市場を利用する自由主義的家族主義の路線を選択した」と述べる(落合2013:94)。その結果としてシンガポールや台湾で一般化している外国からの家事労働者雇用が日本にはほとんど存在しないことに関連づけて、次のように述べる。

日本は、1960年代のシステムを堅持し、社会の根底からの変容に直面しても、数多くの側面において変化に抵抗している。日本は、その「半圧縮近代」において、ようやくヨーロッパの「第一の近代」に類似した構造を創り出した。しかしながら、それを成熟させる十分な時間を持たず、変化する状況に対応した新たなシステムを再構築することもなかった。

これとは対照的に、他の東アジア社会は、 日本よりもさらに限られた時間で「圧縮された近代」という条件のもと、わずかな安定に至ることもなく、不断の変化を続けてきた。例えば、近代初期においては、家事労働者を雇用するということは、普通の習慣であった。その集団的記憶がまだ失われないうちに、日本以外の東アジアでは、外国籍の家事労働者の受け入れが始まった。しかし日本の場合、近代になって構築されたプライバシーが障害物として機能したのである。(落合 2013:93)

このような観点は、家事労働者の導入に限らず、日本社会と他の東アジア社会との間の移民 政策全体、あるいはそれ以外の政策、例えば家 族政策の差異として指摘できるかもしれない。 一つの重要な仮説である。しかし同時に、韓国、 台湾、シンガポールを含む東アジアの社会の間にも、多文化政策に重要な差が存在する可能性がある。今回の調査では、上記3つの社会に見られる、女性移民とその次世代の状況に焦点化し、彼女たちとその子どもたちに対する政策に関わる情報を収集し、可能な範囲でその多様性を明らかにしようとした。その比較検討の結果を仮説的に提示し、日本社会の政策検討のための材料を提供するのが本稿の目的である。以下、韓国、台湾、シンガポールの順に、それぞれの社会における女性移民を中心とした受け入れの状況、移民に関する制度、受け入れた移民に対する支援の状況を概観し、その特徴を析出してみたい。

#### 2. 韓国における政策展開と支援の趨勢

# (1) 外国人受け入れをめぐる法制度・政策の 展開

# ① 外国人労働者

韓国では、1987年の民主化とそれ以降の労働 運動の活性化にしたがい、主に大企業を中心に 労働者の賃金が上昇し、大企業と中小企業の格 差が拡大するなか、労働力の不足問題が顕在化 した。1986年のアジア競技大会や1988年のオリ ンピック開催そして1989年の海外旅行の自由化 といった国内の状況と冷戦時代の終焉といった 国際的な環境変化を背景にしながら、1990年代 に入ってからは、労働力不足問題を解決するた めに外国人労働者を受け入れるための政策が展 開されるようになった(1)。

1991年に海外に投資している企業のみを対象として外国人労働者の受け入れを許可した「海外投資企業研修制度」が始まったが、1993年には全ての企業を対象とした「産業研修制度」が導入された。1998年には、研修後の外国人労働者に1年間の就労を許可する「研修就業制度」が導入された。これらの制度の展開のなかで、1990年代を通じて、主に3K業種の中小企業を

中心に、東南アジアの国・地域から多くの労働 者が受け入れられた。

一方、以上の東南アジア諸国・地域からの外国人労働者受け入れとは別のルートで、1980年代半ばから、同胞とされる在中朝鮮族(以下、朝鮮族)が国内に流入することとなった<sup>(2)</sup>。1984年から親族訪問が徐々に始まり、1992年には中韓国交正常化により、親族がいない朝鮮族でも観光を目的とした短期ビザなどで入国することができるようになった。当時の中国と韓国の経済格差を背景に韓国での就職を希望する朝鮮族が絶えず、短期ビザで入国し、そのまま不法滞在しながら建設業やサービス業などで働く人々が増加した。

不法滞在を管理する目的で、2002年には「産 業管理制度」が導入され、在中の朝鮮族ととも に、在旧ソ連地域の高麗人に対して、6種のサー ビス業(飲食業、ビジネスサポートサービス、社 会福祉サービス、掃除、看護、家事)で最長3 年間の就業を公式に認めるようになった。これ により、労働力不足の低賃金のサービス業に朝 鮮族の就業が大きく増える結果となった。その 後、2004年には建設業、2005年には製造業、農 畜産業、漁業へと就業可能な業種が段階的に拡 大されるにつれ、その数はさらに増えていった。 2004年には、「雇用許可制」(3)という新しい制 度による外国人労働者の受け入れが開始され、 2007年にはそれまでの「産業研修制度」および 「研修就業制度」が廃止された。この「雇用許 可制」が、現在にもつづく外国人労働者の受け 入れの基本的な仕組みとなっている。

同制度は、「国内で労働者を雇用できない韓国企業が政府(雇用労働部)から雇用許可書を付与されて、合法的に外国人労働者を雇用できる制度」として、国内の雇用機会の保護と3K業種などの中小企業の労働力不足を同時に解決することを目的としている。中身をみると、「一

般雇用許可制」と韓国系外国人労働者(在外同胞)を対象とする「特別雇用制度」という2種類からなっている。「一般雇用許可制」はベトナムやフィリピンなど16カ国政府との間で二国間協定を締結し、毎年、韓国政府が外国人労働者の受け入れ人数枠(クォータ)を決めて導入する制度である。その対象は、中小製造業、農畜産業、漁業、建設業、サービス業の5業種である。「特別雇用許可制」は中国や旧ソ連地域など11カ国の韓国系外国人(在外同胞)を対象とし、サービス業など38業種が含まれている。「一般雇用許可制」とは違ってクォータ管理はせず総在留規模で管理を行っている。

## ② 結婚移民者

外国人労働者の受け入れとは別の経路で、2000年代に入って国際結婚を通じた結婚移民者が急増した。国際結婚による結婚移民者の受け入れは、農村男性の未婚問題を解決するために1980年代に始まった「農村青年結婚奨励キャンペーン」まで遡る。当初、言語・文化の面で同質的であるという理由から、朝鮮族との国際結婚が多く、それが1992年の中韓国交正常化によってさらに増えていった。2000年代に入ると、それに加え、ベトナムやタイおよびフィリピンなどの東南アジア諸国・地域の女性との結婚が増えるようになった。それにともない国際結婚の件数も持続的に増えていった(ハン・ゴンス/ソル・ドンフン 2006)。

その背景には、自治体によって積極的に進められた国際結婚奨励の政策があった。農村男性に限らず、経済的な理由などにより結婚から周辺化された男性の未婚問題が都市部でも深刻化したからである。とくに2000年代初頭以降、少子高齢化が深刻な社会問題となり、人口減少や高齢化に悩む自治体では、たとえば、2006年の慶尚南道「未婚中年男性婚姻事業支援条例」に

代表的にみられるように、金銭的な支援によって国際結婚を奨励する政策が積極的に推進されることとなった。実際に多くの自治体で、結婚費用の半分に相当する金額を個人に支給する条例を実行することとなり、これが、外国人に対する拒否感をもつ男性にとっても国際結婚を選択する要因となったとされる(馬 2011: 201)。

国際結婚は、主に自治体と仲介業者の連携を通じて行われている。自治体の国際結婚奨励策の実施によって、仲介業者の数も大きく増加してきたが、そのなかには、人身売買に近いかたちでの結婚や虚偽情報の提供、金銭的搾取などの悪質な業者も少なくなく、そのため、国際結婚の弊害が指摘されことがしばしばあった。それとともに、結婚後の異文化間の衝突や摩擦、とくに農村社会における家父長的な夫婦関係や家族関係のなかで妻であり嫁である外国人女性への暴力や虐待の問題、言語の違いによるコミュニケーションの困難などの問題も顕在化した。そのようななか、政府による仲介業者や国際結婚の規制が行われるようになった(4)(ソル・ドンフンほか 2017)。

2007年の「結婚仲介業の管理に関する法律」の制定と2012年の改正を通じて、国際結婚仲介業者を「申告制」から「登録制」へと変更したり、登録のための資本金の要件を強化したりするかたちで、仲介業者に対する規制を進めた。また2011年には国際結婚をする人に対する「国際結婚案内プログラム」の履修を義務化し、2014年には「結婚移民者を対象とする韓国語能力テスト」を導入することで、国際結婚の弊害を改善するための措置も取られた。

このような規制や措置にともない、全国の国際結婚の仲介業が減少し、それとともに2000年代半ばをピークに、国際結婚の件数も減少傾向に転じた。しかし後にみるように、減少傾向に転じたとはいえ、国内の結婚移民者の数は増え

つづけているのが現状である。

次節では、韓国における外国人の現況を概観 した後、主に結婚移民者に焦点をおいた支援政 策および活動の展開を紹介する。

#### (2) 支援政策の展開と課題

# ① 外国人の現状

行政安全部の調査によれば(行政安全部2018)、2018年現在、韓国国内に居住する外国人は、205万4,621人である。図1にみられるように、外国人に関する調査が始まった2006年(53万6,627人)に比べて、3.8倍も増加しており、総人口に占める割合は、2006年の1.1%から2018年の4.0%まで増加している。韓国国内に居住する外国人の内訳に関する詳細は表1と表2を参照されたい。

なお、結婚移民者の現状と関連して、全体の 結婚件数に占める国際結婚の割合の推移を示し ているのが図2である。1993年に1.6%に過ぎな かった国際結婚の割合が、2006年には13.5%へ とピークに達した。その後は減少傾向に転じ、 2015年には7.0%まで下がる。しかし、2016年以 降はふたたび増加傾向となり、2019年には9.9% を記録している。2010年代後半の増加傾向は、 東南アジア諸国・地域における「韓流ブーム | の影響が大きいとされる。ちなみに、女性結婚 移民者の割合を国籍別でみると、2010年までは、 朝鮮族を含む中国国籍がもっとも多かったが、 2011年にはベトナムが中国を追い越し、2019年 現在、全体の37.9%を占め第1位となっている。 その次は、中国20.6%、タイ11.6%、日本5.1%、フィ リピン4.6%、アメリカ3.4%、カンボジア2.4%の 順である。

# ③ 支援政策の展開―多文化家族支援法と多文 化家族支援センターを中心に

外国人とくに結婚移民者の増加とともに、上

韓国・台湾・シンガポールにおける女性移民と家族形成



図1 韓国における外国人住民の推移(2006~2018年)

表1 韓国の外国人住民現況(2018年)

(単位:人.%)

外国人住民			国籍未取得者						日练	外国人
合計	男性	女性	合計	外国人 労働者	結婚 移民者	留学生	外国国 籍同胞	その他 外国人	国籍 取得者	住民 子女
2,054,621	1,098,135	956,486	1,651,561	528,063	166,882	142,757	296,023	517,836	176,915	226,145
(100.0)	(53.4)	(46.6)	(80.4)						(8.6)	(11.0)

資料: 行政安全部(2018)

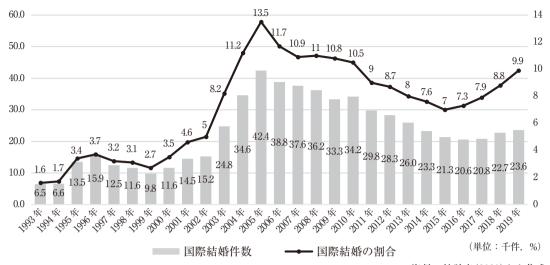
表2 韓国における国籍別の外国人住民現況(国籍未取得者のみ、2018年)

(単位:人,%)

順位	国籍	人数(割合)	順位	国籍	人数(割合)	順位	国籍	人数(割合)
1	朝鮮族(中国)	531,263 (32.2)	10	ネパール	37,346 (2.3)	19	カナダ	13,602 (0.8)
2	中国	215,367 (13.0)	11	モンゴル	32,704 (2.0)	20	バングラデシュ	13,555 (0.8)
3	ベトナム	169,177 (10.2)	12	ミャンマー	25,874 (1.6)	21	パキスタン	10,550 (0.6)
4	タイ	151,104 (9.1)	13	カザフスタン	25,850 (1.6)	22	キルギスタン	5,263 (0.3)
5	アメリカ	66,003 (4.0)	14	スリランカ	24,727 (1.5)	23	マレーシア	5,249 (0.3)
6	ウズベキスタン	57,998 (3.5)	15	ロシア(韓国系)	18,936 (1.1)	24	イギリス	3,767 (0.3)
7	フィリピン	47,532 (2.9)	16	日本	18,801 (1.1)	25	東ティモール	1,974(0.1)
8	カンボジア	45,114 (2.7)	17	ロシア	18,615 (1.1)	26	ラオス	985 (0.1)
9	インドネシア	38,890 (2.4)	18	台湾	13,798 (0.8)		その他	57,557 (3.5)
							合計	1,651,561 (100.0)

資料:行政安全部(2018)

研究所年報 51 号 2021年2月(明治学院大学社会学部付属研究所)



資料:統計庁(2020)から作成

図2 韓国における国際結婚件数と割合の推移(1993~2019年)

で述べた悪質な仲介業者の問題や異なる文化および言語によるコミュニケーションの困難、家庭内暴力や虐待に加え、家庭内での子どもの教育や学校でのいじめ問題等々、さまざまな社会問題が登場し、それに対する政策的な対応が求められるようになった。とくに、上記のように2000年代に入って、深刻な少子高齢化が重要な社会問題と認識され、その解決策の1つとして結婚移民に対する社会的な関心が高まった(ソル・ドンフンほか 2009;ソル・ドンフン 2013)。

このような状況のなかで、結婚移民者が抱えているさまざまな問題に対応するための政府による公的な支援がスタートした。2006年に大統領直属の貧富格差・差別是正委員会と教育人的資源部および外交通商部などの12の部署が共同で「女性結婚移民者家族の社会統合支援対策」を発表し、結婚移民者への支援に取り組むこととなった。同年に、支援の担い手として「結婚移民者家族支援センター」が全国に21ヶ所設置された。2007年には「在韓外国人処遇法」<sup>(6)</sup>、そして2008年には「多文化家族支援法」<sup>(6)</sup>が施行され、法的根拠をもって結婚移民者とその

家族に対する支援が展開されるようになった。 2008年の「多文化家族支援法」により、結婚移 民者家族支援センターが「多文化家族支援セン ター」<sup>(7)</sup>へと名称変更された。

多文化家族支援センターは、2018年現在、全国に235ある自治体のうち218カ所に設置され、さまざまな支援事業を実施している。支援事業の主な内容としては、韓国語教室、韓国社会の理解のための教育、子どもの教育への支援、家族および個人に対する相談、結婚移民者への就労支援などがあげられる。支援活動の具体的な内容に関しては、後に事例紹介で取り上げる。

多文化家族支援センターの他に、韓国の地域 福祉の拠点組織である総合社会福祉館(2018年 現在、全国に465カ所)でも、外国人とその家族 の生活および就労支援のためのプログラムを開 発し展開している。それ以外にも、外国人労働 者センターや外国人労働者相談所、外国人住民 支援センターや外国人福祉センターなどが設置 され、またさまざまな社会的企業や社会的協同 組合が全国各地で外国人とその家族のための多 様な支援サービスを行っている<sup>(8)</sup>。

なお、2009年には、多文化家族支援法に依拠 して、「多文化家族政策委員会 | (委員長: 国務 総理)が設置され、多文化家族の支援に関する 基本計画やその施行計画を策定・推進されるこ ととなった。同委員会を中心に、2010年から「第 1次多文化家族政策基本計画(2010~2012年) |、 2013年からは「第2次多文化家族支援政策基本 計画(2013~2017年)」、2018年からは「第3次 多文化家族支援政策基本計画(2018~2022年)| が策定され、この計画に基づいて多文化家族へ の支援政策が行われてきている。第1次計画が 主に結婚移民者の韓国社会での迅速かつ順調な 定着と適応および安定的な家族関係の形成に重 点がおかれていたとすれば、第2次計画では、 子どもの成長にともない子どもへの教育支援お よび学校生活支援が重要な課題となった。第3 次計画では、結婚移民者の持続的な増加や在留 期間の長期化にともない、結婚移民者の人権問 題の改善が以前より重視されるとともに、就労 支援のような社会および経済参加の支援が中心 課題として盛り込まれるようになった。

以上をふまえ次節では、結婚移民者とその家族に対する支援活動の主な担い手である多文化家族支援センターとして、永登浦多文化家族支援センターの事例を取り上げ、支援活動の内容を紹介する。紹介の内容は、2018年3月13~16日に行った現地調査と関連資料に基づくものである(米澤・金2018)。

# (3) 事例にみる支援の特徴と課題―永登浦 (ヨンドゥンポ)区多文化家族支援センター

#### ① 設立および活動の経緯

韓国における外国人の多くはソウルとその周辺の京畿道で暮らしている。ソウル市では、同センターが位置する永登浦区の隣の九老(クロ)区にもっとも多いが、2000年代半ば以降、九老区の都市再開発事業によって家賃が高騰し、そ

の影響で多くの外国人がその隣の永登浦区に移住することとなった。そこで、2007年に「多様な家族の最強パートナー」というスローガンを掲げ、外国人とその家族を支援するために本センターが開設された。設立主体は永登浦区であり、女性家族部の支援を受けて社会福祉法人の大韓仏教教曹渓宗社会福祉財団が委託運営している。

最初は、「結婚移住者支援センター」という 名称で、主に外国人に対する結婚式および新婚 旅行を支援することからスタートした。外国人 との結婚カップルが低所得層であるケースが多 く、経済的理由から結婚式と新婚旅行ができな いことが多かったことがその背景にある。その 後、上記の多文化家族支援法の制定にともなっ て、2008年に現在の「多文化家族支援センター」 へ名称変更し、結婚移住者とその家族を対象と して、地域社会での定着および生活安定のため のさまざまな支援事業を活発に行っている。

## ② 主な事業および課題

永登浦区多文化家族支援センターは、運営支援部、事業1チーム、事業2チーム、事業3チーム、拠点センターから構成されており、それぞれの部署で以下のような役割分担のなかで支援事業を行っている。

運営支援部では、主に総務や会計、人事など、センターの全般的な運営と管理にかかわる業務を行っている。事業1チームでは、主に結婚移住者およびその家族に対する相談およびケースマネジメントを行いながら経済的および教育(主に言語教育)的支援を行っている。事業2チームでは、主に結婚移住女性に対する就労支援を行なっており、事業3チームでは、主に家庭や地域での暮らしのトラブルの解消および子育てなどの生活の面での支援を行っている。拠点センターでは、ソウル市の他の多文化家族支援センターとのネットワーク形成や情報交換、

モニタリングやフィードバックなど拠点機関と しての業務を行っている。

以上のように、同センターでは、結婚移住者とその家族に対して、多種多様な事業を行っているが、そのなかで近年もっとも力を入れているのが、結婚移住女性への就労支援である。その背景としては、韓国で結婚移住がピークに達した2000年代半ばから10年以上の時間を経ており、出産と子育てがある程度一段落したところで、結婚移住女性の就労に対するニーズが増えてきたことがある。

就労支援の詳細としては、就職を希望する人に対して、就業博覧会の開催などを通じて求職相談および情報提供を行い、そして、実際の就職に向けて、履歴書作成指導および添削、模擬面接、各種資格(観光通訳案内資格、貿易事務員資格、出産ヘルパー資格、情報技術資格など)のための教育を実施している。このような就労支援を通じて、実際多くの結婚移住者が就職に成功している。主な職種としては、外国語教育、翻訳、免税店の販売、レストランの料理、銀行(主に両替窓口)、大使館の事務など、母国語を活用した仕事が多い。

以上のような事業展開のなかでこれまで、在住外国人としてもっとも多いながらも支援が少なかったのが中国人であった。なぜなら、中国人のなかでは朝鮮族の人が多く、言語能力の不足に起因した生活および就労問題が少なかったからである。しかしながら近年、韓国での生活期間が長くなるなか、言語問題だけには還元できない文化や生活習慣、また子どもの教育や職場でのトラブルなど多様な問題が認識されることとなり、それに対する支援が重要な課題として浮かび上がっている。

#### (4) 韓国に特徴的な傾向

以上をふまえ、韓国における外国人の受け入

れおよび支援政策と支援活動の展開にみられる特徴的な点を指摘すると以下の通りである。

第1に、急速な少子高齢化や人口減少との関連で、結婚移民者の受け入れが奨励されてきた側面が強く、そのため、家族形成と生活を支援する政策が積極的に展開されている。その支援政策は、他者としての外国人に対する政策というより、その外国人を「韓国社会の一構成員」として包摂することを目的とするものであるといえる。

第2に、そのため、支援政策の中身をみると、 結婚移民者本人の地域社会での定着への支援は もちろん、就労支援のような雇用政策、子育て を含む家族政策、子どもの学習支援を目的とし た教育政策、さらに、韓国人と結婚移民者およ びその子どもからなる、いわゆる「多文化家族」 を受け入れる体制を構築するための地域社会づ くり政策など、非常に広範かつ多様な支援が行 われている。

第3に、外国人労働者に関していえば、高度 人材の受け入れも行われているが、3K業種の 中小企業における労働力不足問題を解決するた めに外国人労働者の受け入れが積極的に進めら れた側面が強い。そのため、外国人労働者のう ち高度人材より非熟練・低賃金の外国人労働者 の受け入れが圧倒的に多い。その外国人労働者 には言語や文化などを要因から朝鮮族(を含む 中国人)が多いが、近年、中国と韓国の経済格 差の縮小にともない、東南アジア国・地域から の受け入れが大きく増えている。

# 3. 台湾における政策展開と支援の趨勢―結婚 移民を中心に

#### (1) 結婚移民にかかわる政策と法制度

## ① 移民政策の基本的性格

台湾における移民は大きく分ければ、結婚移 民と労働移民(経済移民)に区別される。労働移 民は「就業服務法」の規定に基づき、結婚移民 はいくつかの法律に管轄が分かれる。一方で、 大陸人やマカオ、香港を除くと「入出国及移民 法」による。外国人移民のなかでも、労働移民 は1980年代後半から東南アジアからの労働力の 確保を試みてきた。

多民族社会である台湾ではさまざまな民族的 ルーツの人々が生活しており、多文化社会とい う基盤がある。一方で、1980年代から増加して きた労働移民や結婚移民は新移民と呼ばれ、新 しい対応が必要とされた。

このような新移民に対する移民政策の基本理念には、「集団の質」(population quality)という概念が重要な考え方としてある(Wang 2011)。台湾における「集団の質」を保つために、経済移民も結婚移民に関しても「高い質」が求められ、高技能の人材がとくに優先されてきた。併せて、何らかの理由で学業が遅れる結婚移民の子どもが「質の悪い人口」であると考えられることもあり、質を保つために結婚移民の子どもへの教育支援がなされるという背景もある(ウ 2010)。

本節では「入出国及移民法」に基づく、大陸人やマカオ、香港以外からの結婚移民への動向や対応支援策を中心に据える。これは結婚移民が労働移民と異なって永続的な滞在が可能であり、子どもを作ることや市民権が与えられることが認められるなど、より長期的な対応が必要となるためである。実際に各種の教育政策や統合政策は経済移民ではなく、結婚移民が対象に置かれている(許 2016)(9)。

#### ② 移民に関する政策

東南アジア出身の結婚移民にかかわる法は 「入出国及移民法」であるが、これは、成立時 点では台湾から外国に結婚などで移動する送り 出しを想定した法律であった。しかし、1990年 以降に東南アジア等からの結婚移民の受け入れが増加することにともなって2004年に改正がなされ、結婚移民の受け入れに関する整備がなされた。

2000年代以降の結婚移民にかかわる政策は、 市民運動の働き掛けもあり、基本的には結婚移 民の社会的権利を拡充する方向に変化している (Chen 2017)。具体的には、2005年には営利目 的の結婚仲介業者の禁止(10)、2008年には、移 民女性への経済的証明の緩和、2011年には、就 労許可の緩和や、ドメスティックバイオレンス などの理由のために、台湾籍の子どものいる結 婚移民の帰化申請が認められた。このように 2000年代以降、結婚移民に対して、社会権の 拡充の流れが見られる。その一方で、Chenは、 現状においても、①無国籍になるリスク(台湾 国籍を取得することには旧国の国籍を喪失する 必要があるが、詐偽などが認められた場合、台 湾国籍も失われる)、②家族再会にともなう制 約(未成年の子どもがいる場合に、台湾に滞在 できるが権利は制約される)、③通訳サービス の不足(通訳サービスの能力の不足と規制の不 均一性)、④結婚移民のスティグマ化(とくに子 どもを育てる能力と献身が不足していると考え られやすい)という課題があることを指摘して いる(Chen 2017)。

# (2) 結婚移民の状況と社会問題

#### ① 結婚移民の状況

先にもみたとおり、台湾における国際結婚の割合は高い。ウ(2010)によれば、2009年には総結婚数の18.6%が国際結婚であった(大陸人・マカオ人を含む)。大陸人・マカオ人を除く、結婚移民女性の多くは東南アジア出身である。結婚移民の累計数(国別・男女別)を示したものが表3である。ベトナム出身者の割合が最も高く、インドネシア出身者が続く。また、国際結

表3 台湾の2020年6月までの結婚移民の延べ人数

	合計	男性	女性
合計	192,792	22,418	170,374
ベトナム	110,038	2,091	107,947
インドネシア	30,615	740	29,875
タイ	9,216	2,978	6,238
フィリピン	10,227	729	9,498
カンボジア	4,339	8	4,860
日本	5,240	2,380	2,860
韓国	1,828	693	1,145
その他	21,279	12,799	8,480

出典:台湾内政部移民局HPより取得・作成

婚では、台湾人男性と外国人女性の組み合わせが多く、とりわけ東南アジア出身者では女性の割合が高いことが見て取れる。

結婚移民は晩婚化、未婚化と少子高齢化と関連しており、2000年代以降様々な法政策が整備されてきた。とくに女性配偶者不足が主要な結婚移民増加の要因であり、このことは東アジア社会に共通しているが、台湾では、国際結婚は広く見られる現象である。大陸本土やマカオ出身者を含めると、2000年代初頭には、10人に1人が国際結婚だった時期もあった(ウ 2010)。現在でも、7%程度である(表4)。中国本土やマカオからの移動も含めて結婚者総数が減少するなかで、2000年代前半に一度減少したが、その後、再度ゆるやかな増加を見せており、東南アジア出身者の割合は高い。このような傾向は韓国の傾向とも一致しているように見受けられる。

# ③ 何が課題とされているか

結婚移民の受け入れは、歴史的に見れば、韓国と同様に、農村から都市に広がるという経緯があった。当初は、経済的には発展しておらず、男性にとって配偶者を見つけることが困難な農村地域での国際結婚が目立った(ウ 2010)。

現在でも、女性結婚移民と台湾人男性の結婚 では、男性配偶者の社会的地位が高くなく、結 婚移民女性のおかれる生活環境は好ましいもの でないとの指摘もなされる(Wang 2011:187; ウ 2010)。例えば、台湾人男性の勤労収入は低 く、学歴という点では、結婚移民女性だけでは なく、大卒割合が低いなど、台湾人男性の学歴 も低い傾向がある。結婚移民が上昇婚か否かを 検討した横田は、台湾を含めた東アジアでは結 婚を目的とした移動による上昇婚は西洋諸国に 比すと妥当しないと指摘する(横田 2008)。ま た、結婚移民女性は、家庭内外の社会関係が脆 弱であり、配偶者からの深刻なDVに悩まされ る結婚移民女性も少なくなく(宮本 2013)、民 間団体の活動や政府による対策が見られてい る。また、結婚移民で子どもを持つ女性は、異 なる文化で養育するという課題に直面し、子ど もの育児への深刻な悩みを抱えやすい(11)。

実際に幸福感の規定要因を示した研究では 経済的側面では収入や雇用の有無が、高い幸 福感に影響する傾向が指摘されている(Li and Yang 2020)。この研究では、専門職へのアク セスなど様々なネットワークを利用できる方

表4 台湾における結婚人数とその内訳

年	合計	台湾籍	中国本土・マカオ	合 計	東南アジア	その他
2001年	341,030	294,828	26,797	19,405	17,512	1,893
2005年	282,280	253,853	14,619	13,808	11,454	2,354
2010年	277,638	256,137	13,332	8,169	5,212	2,957
2015年	308,692	288,704	10,455	9,533	6,252	3,281
2019年	269,048	247,832	8,329	12,887	9,007	3,880

出典:台湾内政部HPより取得・作成

が、幸福感を感じやすいという傾向にあり、周 囲の環境が親しみやすく、親切であると感じて いるかが幸福感を高める関係にあると指摘され ている。このような結果は様々なサポートネッ トワークや置かれる環境のなかでの周囲の影響 が結婚移民女性の生活に影響を与える可能性を 示唆している。

## (3) 結婚移民や第二世代への支援

#### ① 結婚移民への語学的支援

台湾政府の語学的支援、結婚移民女性や子どもたちが、言語的文化的障壁によって不利な立場にある状況を改善するために「言語学習コース」が1995年に設置されたことが出発点にある(ウ 2010)。また、台湾政府は、外国人配偶者が子どもの発達に不利を与えることを危惧していたことも指摘される(許 2016:163)。このような学習支援への注力は、「集団の質」の概念と関連していると考えられる。結婚移民女性やその子どもたちを教育・支援する仕組みは1999年代以降充実していった。

結婚移民女性や子どもたちの教育や支援は、 内政部と教育部が所管している。許(2016)によれば、教育部は地方自治体や民間団体を通じて、 「成人基本教育クラス」(識字教育)、「小中学校 付属の補習学校」(基本教育・学歴取得)、「家庭 教育センター」(多文化教育・家庭教育)、「コミュニティカレッジ」(識字教育・成人教育)、「新移 民学習センター」(識字教育・成人教育)、「内政 部では生活適応クラス」(識字教育・成人教育) を整備している。

このなかでも「成人基本教育クラス」は、外国人配偶者向けの識字教育を行うものであり、2010年時点で1,200クラスが開講され、小中学校の教員免許を所持している者が講師を務める。また、「小中学校付属の補習学校」も「学齢を超過したが義務教育を受けたことがない国

民に教育を受ける機会を提供するため」に整備されているものであるが、結婚移民女性を対象に含む。外国人配偶者で小学校の補習学校に在籍しているものは、2011年時点で1万2,000人を超える。このように全国レベルで語学教育を含む社会教育が導入されていることが台湾の統合政策の特徴であろう。

## ② 台湾新住民家庭成長協会へのヒアリング

民間団体が結婚移民女性や第二世代の子どもたちへ支援することも行われている。本プロジェクトの研究グループが2019年3月に実施した台湾での現地調査では、「台湾新住民家庭成長協会」へのヒアリングを行った。

「台湾新住民家庭成長協会」は、5名程度のスタッフで運営されている非営利組織である。6カ国語での相談や支援に対応じている(ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語(タガログ語)、タイ語、英語、ミャンマー語)。とくに結婚移民女性へのICTの支援や社会福祉制度などの利用にあたっての同行サービス、子どもへの支援を行っている。相談内容は家庭問題(配偶者とのコミュニケーショントラブル、文化的相違)、経済問題、ビザ等に関する問題が多い。

子どもへの支援では、台湾への文化適応にともなって、爆風期、調整期、成熟期が区別でき、時期にあった対応が必要になるという。子どもが抱える問題のなかでは、言語的な問題、生活への適応の問題、親との関係の問題がとくに大きいと言う。台湾で養育されている子どもばかりではなく、離別や死別などの問題があって送り出し国の実家で生活している子どもへのケアを行っているケースもある。このような場合、教育を受ける内容が十分ではないため補足的な情報提供が必要になる。

また、台湾での教育は競争の程度が高いため、学習についていけないこともある。親の出

身国の言語を学ぶようなプログラムも用意されている。これは親の出身国の文化を尊重するという意味もあるが、両国の言語を習得することによって、子どもたちのキャリア形成に貢献することが期待されている。

## (4) 台湾に特徴的な傾向

とくに東南アジアからの結婚移民に焦点化して、政策の動向や現状、教育支援を以上では検討した。少子化を背景として、結婚移民がある程度、戦略的に受け入れられたことが見てとれる。また、語学教育支援や第二世代への行政・民間のサポートも、既存の学校教育制度も含める形で、全国的に整備されている。

新移民の受け入れや支援政策の整備には、複数の文献が指摘するように「集団の質」という理念が関連しているように見受けられる。ここから見て取れるのは東アジア諸国でみられるような生産主義的な理念が、翻って、教育や統合政策を支えている様子である。ただし、市民団体等の政府への働きかけや支援活動が重要な役割を果たしていることもヒアリングや論文からは読み取れることにも注意が必要であろう。

# 4. シンガポールにおける政策展開と支援の趨勢—家事労働者と結婚移民を中心に

#### (1) 移民の受け入れに関する政策の展開

シンガポールは、中華系(住民人口構成比率約75%)、マレー系(10%台)、インド系(10% 未満)を主なエスニック集団とする多民族・多公用語の都市国家であり、移民社会である。2019年のシンガポールの総人口570.3万人の内訳は、350.1万人の市民(Singapore Citizens,61.4%)と52.5万人の永住権取得外国人=永住者(Singapore Permanent Residents,9.2%)から成る合計402.6万人の住民(Singapore Residents)のほかに、167.7万人の永住権を持たない外

国人(Non-Residents, 29.4%) が含まれている (Department of Statistics, Singapore 2020)。シンガポール市民(国籍者)ではない外国人が人口の4割弱を占める。海外からの移動者を含む人口の多様性の程度が、韓国、台湾、日本などの東アジア社会と比較すると並外れている。

明石(2020)によれば、シンガポールは、人手不足の解消のために移住労働者を導入する試行錯誤の歴史が長く、自国の経済社会の利益追求を明瞭に戦略的に組み込んだ「洗練」された仕組み(制度)を構築し、厳密に運用している国家である。そして、家事労働者を含む外国人労働者の処遇(後述)についての国際的批判を受けつつもそれに対応できている背景には、事実上の一党専制の都市国家による社会的統制の強さがある。その結果として、現在のシンガポールは、東アジア・東南アジアの中でもとりわけ外国人労働者への依存が高く、外国からの労働者を政策的に受け入れている「アジアの先進事例」として広く認知されている(明石 2020:4章)。

1998年の『シンガポール競争力白書』に明記 された「自国民の潜在性を最大に発揮させると 同時に、外国出身の人材に対するシンガポール の吸引力を増強する」という政府方針が象徴的 に示すように、外国からの人材受け入れの動向 は、国内の人材活用に関わる積極的な政策展開 と密接な関連を持ちながら進行してきた(明石 2020:5章)。決まり文句のように「人材だけが 資源」と言われる小国家シンガポールの政府 は、国家の経済的発展に貢献できる人材の効率 的な養成を目標にした、能力主義的な教育改革 を行ってきた。それは、二言語教育や複線型教 育制度の導入などを通じて、高度な能力を身に つけた人材を質的にも量的にも確保するための システム(メリトクラシー)の構築であった(シ ム 2020;田村 2016;中野 2020)。

それと対応するかたちで1999年に導入された

のが、高収入の高度人材(高学歴・有資格者)の 海外からの受け入れ枠であるPパス・Qパス(現 在はemploymentパス/永住権申請可)とRパス (労働許可)、さらに2004年に設けられた中間的 なSパスという複数トラックの海外人材誘致制 度である(明石 2020:5章)。海外の高度な人材 と、国内労働市場で不足する非熟練労働者の補 充を、差別化しつつ同時に実現するための方策 である。

国内の高度人材確保という点では、能力主義的な教育システム構築の過程で、女性の人材活用を政府が積極的に進めたことによって、男性と同等かそれ以上の女性の高学歴化が実現し、日本に比較すれば高い女性就業率や女性管理職率が達成されてきた(田村 2016;中野 2020)。同時にそれは、「トーナメント競争マインドセット」と呼ばれる、勝ち続けなければならない心性が浸透する社会の成立を意味している(シム2020)。

そして、現在のシンガポールは、未婚化、晩婚化、少子化、離婚率上昇に直面している。それ以前は女性の職場進出を促進して子ども数を抑制するスローガンを掲げていた政府も、1980年代以降は結婚・出産を奨励する積極政策(男女の出会い支援や出産奨励金)だけでなく、女性たちの(伝統的)家族役割の価値を強調するようになった(シム 2020;田村 2016;中野 2020)。厳しい教育達成競争や職業的地位達成競争のなかで母親となった高学歴女性にとって、子どもの教育コストの大きさと教育(支援)役割の大きさに対応するための解決策として、外国人家事労働者の雇用が(5世帯に1世帯と言われるほど)広範に普及した側面がある(田村 2016;明石 2020:4章)。

シンガポールが、外国人家事労働者の受け入れを開始したのは1978年である。当初より建設業・製造業の労働力不足を直接補填する男性労

働者、およびシンガポール女性の高学歴化にと もなう就労促進のために家事労働を補填する 女性労働者の導入という二本立て政策の一翼で あった(安里 2013)。2018年の統計では、永住 権を持たずに就労許可(Work Permit)によって 働く外国人労働者の比率は建設業(74%)、製造 業(50%)に続いて、家事労働を含むサービス業 (29%)が高い(明石 2020:4章)。2019年末の時 点で、シンガポールには、就労許可を持つ外国 人家事労働者が26万1.800人存在し、2014年(22 万2.500人)と比較すると5年間で約18%増加し ている。その間に建設業では同様の外国人労働 者が約10%減少して29万3.300人となり、家事労 働者の数がそれを追い越しそうな気配である (Ministry of Manpower, Singapore 2020). — 方で政府は、雇用税率を需給状況にあわせて変 動させて、家事労働者数を制御している(明石 2020:4章;安里 2013)。

このような就労許可を得て働くフィリピンやインドネシアなどからの女性家事労働者は、基本的にシンガポールに定着させないような措置が取られ、その意味で彼女らの生活の基盤はきわめて脆弱である。相対的に賃金水準が低く、労働時間や休日を定めた雇用法の適用外である。シンガポールでの結婚や家族の呼び寄せが認められず、定期的な検査で妊娠が判明すれば国外退去となる。シンガポールの永住権・国籍も取得できない。そのため、雇用者による身体的・性的虐待の被害が1990年代に社会問題になり、インドネシアやフィリピンの大使館の支援活動、TWC2などのNGOによる支援活動が展開されているという(明石 2020:4章;田村2016)。

# (2) 女性移民とその家族形成の状況

日本では、女性家事労働者の雇用経験について中間層に広く共有された常識が存在しない<sup>(12)</sup>。

シンガポールに滞在し、実際に子育てと家事労 働者雇用を経験した日本人ジャーナリストの中 野(2018)は、外国人女性家事労働者をめぐる現 状に上述のような問題があることを認めつつ も、「メイド文化」が浸透したこの国の子育て 環境を、日本の状況と比較して肯定的に評価し ている。シンガポール政府が家事労働者の受け 入れ態勢を政策的に整備してきたこの「文化」 について、「何でもかんでも母親自身に要求し がちな日本に比べれば、メイドを雇える文化が シンガポールにおける『仕事と育児の両立』を 成り立たせる大きな柱になっていることは間違 いない」と述べる。シンガポールの働く母親た ちにとって生活のスタイルの中に意図的に埋め 込まれたシステムの合理性が、日本からの滞在 者にも実感されている。ただし、そうした社会 システム内の合理的なニーズに引き寄せられ て、制約が大きく(家族形成して定住する可能 性の排除)、リスクもともなう(虐待などの被害 からの保護が脆弱)移住労働を選択する女性た ちがどのような社会的世界(関係ネットワーク) の中に生きているのかは雇用者(シンガポール 市民)には可視化されにくい。

シンガポールの女性外国人家事労働者たちの 親密性な関係(恋愛関係や性関係)に関する多 数のケースを長年にわたって繰り返しインタ ビュー調査した上野(2018)によれば、彼女たち は、(ときに不幸な結婚からの離脱を目的とする 場合を含めて)夫や子どもを母国に残し、経済 的な資源獲得のために家事労働を選択してシン ガポールに滞在している。そして、滞在先であ るシンガポールでも、一時的なボーイフレンド や同性パートナーとの性愛的関係が形成されて いる事例を報告している。結果的に妊娠や離別 に終わるケースも少なくない。しかし、そうし た関係は、母国の「家族」関係に比較して必ず しも脆く浅い関係ではないと上野は論じる。シ ンガポールで暮らす男性のガールフレンドであり、契約妻や内縁の妻、同性愛のパートナーであることには特別な意味が生まれる。母国の「家族」とは分かち合うことのできない、滞在先での労働・生活上の困難に関する共通理解や感情のつながりが生じ、独自の価値を帯びていることを例証している。その中には、シンガポール政府による定着阻止政策の裂け目をすり抜けるようにして、カップル関係を結婚へと発展させた例もある。そうした親密な関係をめぐる彼女たちの戦略的な行動がシンガポールあるいは第三国への長期的な移住を引き起こすこともある(上野 2018)。

これらの事例が織り成す親密な関係の世界は、監督責任者でもある雇用者には見えない(見せない)世界となっている。それは、外国人家事労働者が、とりわけ携帯電話によるコミュニケーションを多用して作り上げる相互交渉のネットワーク・コミュニティである。そしてそれは、滞在国での生き残りを賭け、母国における経済的・社会的地位の転換への通路を目指して、親密な関係に至る交渉の世界でもある(上野 2018)。

家事労働という有償の再生産労働に対して、 無償の再生産労働の担い手として仲介業者など を経由したいわゆる結婚移民については、公的 な統計にはその数が表れない。ただし、シンガ ポール市民(国籍保持者)と非市民との組み合わ せによる国際結婚(transnational marriage)に 関する統計は公開されている(表5)。2018年の 結婚総数2万7,007件のなかで、シンガポール 市民とそれ以外のカテゴリーとの組み合わせは 8,391件で実に31.1%を占める(総数には、市民 以外のカテゴリー同士の結婚を含むが、これを 総数から除けば35.5%となる)。外国籍者との結 婚比率は、韓国、台湾などと比較して非常に高 い。このうち夫がシンガポール市民で妻が外国 人(Non-Resident)という組み合わせが4,650件 (17.2%)であり、その数は過去10年間に8%ほど減少しているものの大きな変化はない(The Strategy Group in the Prime Minister's Office 2019:23)。このカテゴリーには、仲介業者経由の結婚移民が含まれると推測されるが、正確な数字はわからない。またそこには、上述の外国人家事労働者の結婚が一定程度含まれている可能性がある。

シンガポールの下層結婚移民(周辺の開発途上国出身の低学歴女性) 9人の離婚経験に焦点を定めたQuah(2020)のインタビュー調査は、結婚後に子どもを持ち、元夫との間で離婚手続き過程と離婚後の子どもの監護権や養育をめぐる多様な苦闘の軌跡を描き出している。結婚移民女性たちは、言語能力、現地知識、経済的資源の不足という点で多重に脆弱な立場に置かれているため、シンガポール市民である夫との不均衡な勢力関係の下で結婚生活を営む(Yeoh et al. [2013] の事例分析からも同様の知見が導かれている)。婚姻関係の危機に直面すると、さらに弱い立場に追い込まれやすい。結婚当初3

年間は離婚が認められにくい制度であること、 夫が妻の国内滞在資格のスポンサーとなってい るため夫の判断次第で妻が国外退去に追い込ま れる(が市民である子どもは連れて帰国できな い)こと、それによって離婚手続き(シンガポー ルでは裁判所での手続きを経ないと離婚許可が 出ない)において妻である母親が子どもの監護 について十分な主張ができなくなる可能性な ど、制度的に連鎖的に不利な状況に置かれるか らである。

Quah(2020)は、このよう状況に追い込まれて子どもを夫の下に残して母国に戻らざるを得なかったケースを紹介している。ただし、このケースでも再度仲介ルートを使って別のシンガポール男性と再婚し、滞在許可を得てシンガポールで子どもとの定期的な面会交流を実現していた。また、ACMI(Archdiocesan Commission for the Pastoral Care of Migrants and Itinerant People)というNPOにつながったことが重要な転機となり、居場所と弁護士支援を得られたことで交渉の好転がもたらされた。このような民間の支援が得られて初めて公的な

表5 シンガポールにおける新郎・新婦の居住資格の組み合わせ別の新規結婚件数

新郎	新婦	2008年	2013年	2017年	2018年
新規結	i 婚総数	24,596	26,254	28,212	27,007
市民(Citizen)	市民(Citizen)	12,906	13,276	15,981	15,241
市民(Citizen)	永住者(PR)	1,345	1,348	1,467	1,395
永住者(PR)	市民(Citizen)	714	678	667	684
市民(Citizen)	外国人(NR)	5,015	5,007	4,663	4,650
外国人(NR)	市民(Citizen)	1,062	1,533	1,639	1,662
永住者(PR)	永住者(PR)	842	660	583	515
永住者(PR)	外国人(NR)	1,035	933	765	703
外国人(NR)	永住者(PR)	580	603	583	542
外国人(NR)	外国人(NR)	1,097	2,216	1,864	1,615
シンガポール市民 (少なくとも夫妻の 市民である結婚)	の結婚数 一方がシンガポール	21,042	21,842	24,417	23,632

出所: Department of Statistics, Singapore The Strategy Group in the Prime Minister's Office (2019: 23) 手続きで正当な権利を獲得できることになったのだが、多くの結婚移民女性たちはこのような支援の存在を知ることさえ難しい。国際離婚家族は、一般的な離婚家族あるいは国際結婚家族とは、いくつかの点で異なっており、より複雑で多様な軌跡を描くことが示唆されている。国際結婚の離婚率は市民同士の結婚の場合よりも高いことから、国際離婚とその後の親子関係などを民間団体がどのように支援していくかが課題となっている(Ng 2015)。

## (3) 女性移民とその子どもたちへの支援事例

2020年2月末に予定していた本プロジェクトのシンガポール調査計画が、コロナウイルス感染拡大のため中止となり、予定していた現地でのデータ収集ができなかった。そこで、それに代えて関連する独自調査情報をここに記したい。2018年4月、シンガポールのマレー系コミュニティで女性・子ども・家族支援を展開するNPO、PPIS Vista Sakinahの一部門であるCentre for Remarriages and Stepfamilies(再婚・ステップファミリーセンター)のソーシャルワーカー、サリハ・ラシディ氏(後にセンター長代理)が明治学院大学の社会学部付属研究所を来訪する機会があった。その際、本プロジェクトメンバーを中心として本学部の8名がお話をうかがった(13)。

マレー系 コミュニティで再婚は増加傾向にあり、結婚の1/3が再婚、結婚の1/2が離婚に至ると言われており、PPISのなかのこのセンターは、その支援を行うセンターとして2011年に開設された部門である(おそらく世界的にも希少なセンターだと思われる)。ステップファミリーは、マレー系コミュニティでは当たり前に存在し、否定的なイメージはないという(前センター長による調査報告、Faroo [2012] 参照)。2時間ほどのワークショップや個別セッ

ション(カウンセリング)などを行っている。一方、2008年から2009年に政府の指示があり、他のエスニック・コミュニティ(中国系、インド系)のために再婚を控えたカップルのためのプログラムを始めたが、参加者が少なく継続していない。

ラシディ氏の目にも、シンガポールで国際結婚が増加していると見える。高学歴の女性は欧州系外国人と、低学歴の男性はマレーシア、ベトナム、中国などの出身の外国人と結婚するケースが目立ち、全体として国際結婚は多いと言う(上述のデータも参照)。また、Short Time Visit Pass(短期滞在許可)を得るための偽装結婚も見られると指摘する。経済的困難や家庭内暴力のケースについては、ソーシャルワークの専門機関に橋渡ししている。国際結婚のステップファミリーも増えているので、2016年にそうした家族を対象としたプログラムも始めた。ただし、参加者は中流家庭が多いという(上述のように下層の外国人女性たちのアクセスの難しさを示唆している)。

なお、PPISの財源については、すべての非営利組織に政府からの補助金が関わっており、シンガポールにはNPOはあるがNGOはない、と述べる。この団体もプログラムごとに政府の異なる省や部門から補助を受けて運営されている。

#### (4) シンガポールに特徴的な傾向

家族に関しては家事労働者雇用促進政策に典型的に見られるように、シンガポール政府は、家族内の相互扶助や自助を強調する家族主義的な政策を打ち出してきた。政府の公的機関が家族の支援を行うのではなく、PPISの運営のような家族支援の民間団体(NPO)が支援の最前線を担う形態が社会に定着している印象を受ける。ただし、それがもっとも支援を必要とする

個人(子どもを含む)や家族に届いているかどうかはまた別の問題である。

ラシディ氏の活動紹介を聞く限りでは、政府と連動しながら、シンガポール市民の家族のニーズに対応したサービス提供という意味では、(日本の状況と比較しても)柔軟で先端的な活動を展開しているように見える。とりわけ、離婚・再婚率の高いマレー系コミュニティのステップファミリーに特化した支援活動にシンガポール政府が財政的支援をしている点に、国家独立した1960年代後半から1970年代に確立された、シンガポールの「分離してもなお平等」の理念に基づく多文化主義(Yeoh et al. 2013)が反映されているように見える。

シンガポールには中国系・マレー系・インド系・その他という構成によるCMIOモデルと呼ばれる国家創設期の人種構成モデルが根づいている。それに基づき、各エスニック・コミュニティの独自性を尊重する多人種主義・多文化主義・多言語主義・多宗教主義にメリトクラシーを加えた(4Ms+M)の論理に基づき経済国家主義の社会システムが構築されてきた。しかし例えば、積極的な管理的・介入的な政策によって受け入れを拡大してきた外国人家事労働者には基本的に永住を認めず、労働力の提供者として短期的な入れ替えを前提とした制度の対象であり、多文化主義の枠組の外に置かれてきた(Yeoh et al. 2013)。

上野(2018)が例証しているように、彼女たちは単なる犠牲者ではなく、主体的行為者という側面を持っている。シンガポールの研究者たち(Yeung and Mu 2020; Quah 2020)も述べるように、単なる犠牲者でも主体的行為者(agent)でもなく、制度的制約の下で希少資源(社会的ネットワークなど)を最大限駆使した戦略を展開しつつ、シンガポール社会に居場所を獲得するために悪戦苦闘していると見るべきかもしれ

ない。その結果として、一部の人権擁護的な NPOの活動やアドボカシーへとつながり、家 事労働者の人権侵害状況が徐々に社会問題化さ れてきた(Yeoh et al. 2013)。

それに比較すると、シンガポールでも潜在的に増大してきたと見られる東南アジアなどからの仲介業者を通した結婚移民は社会的に可視化されず、政策的な対象とされてこなかった。Yeoh et al.(2013)は、社会の経済的ニーズへの対応策だった家事労働者受け入れとは異なり、結婚移民(外国人花嫁)の受け入れは私的な領域の問題とみなされ、経済政策を重視する政府の政策課題に含められてこなかったと指摘する。多文化主義とメリトクラシーに基づく教育立国・シンガポールにとって、結婚移民という社会階層的に下層に属する女性たちとシンガポール男性との間に生まれる子どもたちの教育支援が政策的視野から漏れていることは、きわめて興味深い社会的矛盾のように見える。

# 5. 韓国・台湾・シンガポールの比較の試みと 日本の位置づけ

我々の調査は、現地での情報収集と文献リサーチの両面において、体系的とは言いがたく、また各訪問(予定)地での調査の深度や角度においてもばらつきがある。したがって、その比較検討も厳密な分析というよりはゆるやかな仮説の提示に近いものにならざるをえない。にもかかわらず、いくつかの興味深い知見を得られた。

第一に、外国人家事労働者の導入に関して、シンガポール(および台湾)は政府主導で積極的に受け入れてきたが、韓国については(朝鮮族の家事労働者を受け入れた時期があったものの)必ずしも積極的ではない。シンガポールについては、女性の教育達成と社会的・職業的な役割の政策的な強調とセットになった家事労働者の海外からの導入政策が採られたことが

大きな要因になっている。冒頭で引用した落合 (2013)が言うように、日本の場合は、先行して 訪れた高度経済成長期に定着した家庭生活スタイル(プライバシーの尊重)や近代家族的なジェンダー役割(女性の家庭内役割の重視)が外国人 家事労働者の導入の障害になっている可能性が ある。一方で、対象とした3つの社会の間にも 差があり、この点では韓国は日本にやや近く、台湾とシンガポールが近い位置にある。

第二に、結婚移民の位置づけについても、日本を含む4つの東アジア社会にはバリエーションが見られる。韓国と台湾は、結婚移民を積極的に受け入れてきた。韓国では、自治体が仲介業者と連携して、結婚相手が見つかりにくい男性の国際結婚を奨励してきた。仲介業者や受け入れ家族内の人権問題に対して、政府が法律(2007年の「在韓外国人処遇法」、2008年の「多文化家族支援法」)を制定し、積極的に弊害緩和のために介入してきた。台湾でも「入出国の移民法」の改正(2004年)によって移民受け入れ制度を整備し、営利目的の結婚仲介業者の排除や家庭内暴力など移民女性の人権問題に対処するために政府が介入している。その点で、韓国と台湾は近い位置にある。

一方、シンガポールでは、結婚移民を公的に 奨励している形跡が見られず、民間仲介業者経 由の女性結婚移民の人権問題への介入政策も積 極的にはなされていない。新たな結婚の約3分 の1を占める国際結婚のなかでも最大カテゴ リーであるシンガポールの男性市民と外国人 女性との結婚が毎年5,000件程度誕生している ことからそれが推測される。また、最近の希 少な質的研究などからは、女性結婚移民の結 婚・離婚・再婚とその子どもたちの育ちに、大 きな苦悩が存在することが推測される。しか し、NPOによる支援も最近まで限定的であっ た。台湾の移民政策の基本に「集団の質」があ り、それゆえに学業の遅れが危惧される結婚移 民の子どもへの教育支援が成されていた。しか し、質の高い人材育成のための教育システムに おける競争圧力が強いという点で類似するシン ガポールでは、外国からの労働力導入における 選別的なシステムのみが際立ち、新しい結婚移 民とその子どもたちの教育を支援することに政 策的な視線が向かわない点に差異が見られる。

第三に、この点と関連して、いわゆる新しい 移民が形成する多文化家族とその子どもたちに 対する支援のあり方にも多様性が見られる点を 改めて強調したい。しかも、その多様性が、そ れぞれの社会における民族性の伝統(単一民族 イデオロギーに対する多民族主義)などによっ て説明しにくい関係にあることも重要な発見で ある。先ほど述べたように、日本は、韓国や台 湾のような国レベルの移民関連法や支援政策が 不在である点で、両国と大きく異なる。実質的 な結婚移民の存在が小さくないのに、公的な政 策方針のなかにその存在が可視化されていない 点で、日本はむしろシンガポールに近い位置に ある。この点、「日本は、1960年代のシステム を堅持し、社会の根底からの変容に直面しても、 数多くの側面において変化に抵抗している」と いう落合(2013)の指摘が妥当しそうである。し かし、シンガポールとの類似性はまた別の要因 から説明されなければならない。

シンガポールは1965年のマレーシアからの独立時から多民族構成(CMIOモデル)であり、4Ms+Mを原則として社会制度を構築してきた。それとは文脈が異なるが、台湾も近代化以前からの多民族国家と認識されている。しかし、この両国の結婚移民とその家族へのアプローチは大きく異なっている。一方、韓国と日本は、単一民族国家というイメージの浸透が強いとみられる点で共通しているが、移民政策の点で両国の政策・法制度レベルの差違は大きい。ここ

にはある種のねじれ現象が起きているように見 えるが、その説明は簡単ではない。

シンガポールと韓国との対比については、 Yeoh et al.(2013)が興味深い議論を提示してい る。韓国のように従来文化的に同質的であると 考えられてきた社会の結婚移民女性たちは(結 局は韓国社会の規範やかたちに同化すべきと期 待されているのだとしても)、少なくとも建前と しての「多文化主義」を社会にもたらす重要な 存在になってきた。一方、シンガポールのよう に既存の多人種主義・多文化主義の枠組が確立 された社会では、結婚移民女性たちが自分たち やその子どもたちのためだけに特別に言語支援 をしてほしいとは要求しにくい、と言うのだ<sup>(14)</sup>。 既存の多人種・多民族・多文化主義に基づく社 会構造が新しい多様性を拒みやすいという逆説 的な仮説は興味深い。ただし、それ以外に考慮 すべき変数がいくつか紛れ込んでいるようにも 思える。

こうした新たな仮説のさらなる検証は、本稿の守備範囲を超える。こうした知見を前提にして、日本の現状を分析し、あるべき政策展開を模索することが、今後の大きな課題として残されている。

#### 【注】

- (1) 韓国における外国人労働者受け入れ政策の変 遷と概要については、春木(2010)、盧(2012)、 野村(2019)に詳しい。
- (2) 朝鮮族の韓国国内流入に関しては、春木(2010) や呉(2019)を参照されたい。
- (3) 雇用許可制についての詳細は、佐野(2017)や 労働政策研究・研修機構(2018)および宣(2013) を参照されたい。
- (4) 国際結婚仲介業者に対する規制に関しては、 田渕(2008)や金(2017)に紹介されている。
- (5)「韓外国人処遇法」に関しては、白井(2008a) に詳しい。
- (6)「多文化家族支援法」に関しては、白井(2008b) に詳しい。

- (7)「多文化家族支援センター」に関しては、野衣 (2013)に詳しい。
- (8) これらの組織や団体による多文化家族支援の 実践については、岩間(2016)や米澤・金(2018) にいくつかの事例が紹介されている。
- (9) 許のインタビュー調査によれば移民統合政策 は経済移民を対象とするのではないと台湾の 国会議員は述べたという(許 2016)。
- (10) 国立政治大学の林氏への、インタビューでは、 結婚仲介業は禁止された結果、一方でグレイ ゾーンでの活動(地下化している)という意見 も聞かれた。また、経済移民も含めて仲介業 に頼る仕組み自体が欧州などとは異なる台湾 の特徴であると指摘している。
- (11) 一方で、ヒアリングのなかでは、国立台北大学のWen-shan Yang氏からサーベイ調査研究の成果として、配偶者の経済的地位は著しく低いわけではないこと(結婚に対する満足度も高い。学歴や収入は、標準的な台湾人カップルとの間で差がないということが指摘されている)や、DVの割合が顕著に高いという業者を利用する割合はさほど高くなく、姉妹関係などのインフォーマルの関係を利用する傾向がある。完全な人身売買的な「配偶者を買う」ケースも増えている(子どもができて生活上の困難に陥ることが大きい)ことも指摘された。
- (12) 長谷部(2016)は、日本では女性の就業が中途 半端に進み、家事労働の外注化が広く浸透し なかったと述べる。その上で、エンターティ ナーとして来日したフィリピンの女性を日本 人男性の結婚相手(無償家事労働者)として受 け入れたことで、定住を成し遂げつつあるフィ リピン女性の有償家事労働者化を政府が最近 になって推進している動向について論じ、家 事労働者の人種化と女性の分断化を促進する ことに警鐘を鳴らしている。シンガポールで は、同様のことが、かなり以前から大規模な 政策として進行したように見える。ただし、 後述するように、家事労働者と配偶者として の外国人女性をまったく分離した枠組で政策 的に扱ってきたところにシンガポールの特徴 がある。
- (13) 以下は、当日参加したプロジェクトメンバー の坂口緑教授が作成した記録に主に依拠して 再構成した報告である。

(14) この点、上述のように、既存のエスニック・マイノリティであるマレー系コミュニティの 家族支援NPOの活動対象のなかに新しい国際 結婚の家族が混入してくるというのが数少な い選択肢なのかもしれない。

## 【参考文献】

- 明石純一(2020)『人の国際移動は管理されうるのか一移民をめぐる秩序形成とガバナンス構築』 ミネルヴァ書房.
- 安里和晃 (2013)「家族ケアの担い手として組み込まれる外国人家事労働者―香港・台湾・シンガポールを事例として」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成―アジアの近代からの問い』京都大学学術出版会, 201-241.
- Chen, Jun-Hong, (2017), "Marriage Immigrants in Taiwan," FOCUS December 2017, 90, [https://www.hurights.or.jp/archives/focus/section3/2017/12/marriage-immigrants-intaiwan.html) (2020年11月13日閲覧)
- Department of Statistics, Singapore (2020), "Population and Population Structure," [https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/latest-data] (2020年9月7日閲覧).
- Faroo, Fazlinda, (2012), Remarriage in the Malay Community: An Exploration of Perceptions, Expectations and Adjustment to Stepfamily Living, Singapore: PPIS (Singapore Muslim Women's Association).
- 行政安全部(2018) 『2018年地方自治団体外国住民 現況』行政安全部(ハングル文献).
- ハン・ゴンス/ソル・ドンフン (2006) 『結婚仲介 業者の実態調査および管理方案研究』保険福 祉部(ハングル文献).
- 春木育美(2010)「韓国の外国人労働者政策の展開 とその背景」『人文・社会科学論集』28:93-105.
- 長谷部美佳(2016)「外国人家事代行スタッフの導入とその背景―日本女性の社会進出が「有償外国人労働者」を導入しなかったことから考える」『家計経済研究』109:37-44.
- 岩間暁子(2016)「韓国における多文化家族支援の 実践――韓国移住女性人権センターとフォル ゲ総合社会福祉館の活動を通して」『応用社会

学研究』58:341-355.

- 呉泰成(2019)「韓国の外国人労働者運動と朝鮮族 ---2000年代半ばまでの組織化と運動を中心 に|『アジア太平洋レビュー2019』: 2-17.
- 金愛慶 (2017)「韓国における国際結婚の増加と支援政策」『名古屋学院大学論集 社会科学編』 54(1):13-28.
- 許之威(2016)『移民政策の形成と言語教育――日本と台湾の事例から考える』明石書店.
- Li, C. H., and W. Yang, (2020), "Happiness of Female Immigrants in Cross-Border Marriages in Taiwan," *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 1-21.
- 馬兪貞(2011)「韓国の都市と農村における国際結婚の比較研究——全羅南道における二つの地域を中心に」『立命館国際研究』23(3):201-223
- Ministry of Manpower, Singapore (2020), "Foreign workforce numbers," [https://www.mom. gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers] (2020年9月7日閲覧).
- 宮本義信(2013)「台湾の新移民DV被害女性への ソーシャルワーク」『同志社女子大学学術研究 年報』64:53-69.
- 中野円佳 (2018)「『海外駐在員が住みやすい国』 1 位のシンガポールから見る、東京の子育てのしにくさ」『Yahoo! Japanニュース』(2018年6月6日)、[https://news.yahoo.co.jp/byline/nakanomadoka/20180606-00082821/](2020年11月13日閲覧).
- 中野円佳(2020)「メリトクラシーと家族主義の矛盾―シンガポールにおける女性活躍の研究動向から」『東京大学大学院教育学研究科紀要』 59:13-22.
- Ng, Guat Tin, (2015), "Literature Review on Transnational Marriages," unpublished manuscript.
- 虚相永(2012)「韓国における外国人労働者政策展開の焦点と多文化社会の模索」『大阪産業大学 論集人文・社会科学編』15:19-39.
- 野村敦子(2019)「韓国における外国人材政策―― 共生社会に向け試行錯誤する取り組み」『JRI レビュー』10(71):139-158.
- 野依智子(2013)「韓国における多文化家族支援の 課題と可能性――政策・システム・支援プロ グラム」『NWEC実践研究』3:148-162.

- 落合恵美子(2013)「東アジアの低出生率と家族主 義一半圧縮近代としての日本」落合恵美子編 『親密圏と公共圏の再編成―アジア近代からの 問い』京都大学学術出版会, 67-97.
- Quah, Sharon Ee Ling, (2020) "Transnational divorces in Singapore: experiences of lowincome divorced marriage migrant women," *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 46(14): 3040-3058.
- 労働政策研究・研修機構(2018)『諸外国における 外国人材受入制度――非高度人材の位置づけ』 (JILTP資料シリーズ).
- 佐野孝治(2017)「韓国の『雇用許可制』にみる日本へのインプリケーション」『日本製作金融公庫論集』37:77-90.
- ソル・ドンフン(2013)「多文化家族政策と変化、それにともなう仏教界の役割」『仏教社会福祉研究』14:64-89(ハングル文献).
- ソル・ドンフン/ソ・ムンヒ/イ・サムシク/キム・ミョンア (2009) 『多文化家族の中長期展望および対策研究——多文化家族の将来人口推計および社会・経済的効果分析を中心に』 保険福祉家族部(ハングル文献).
- ソル・ドンフン/ハン・ゴンス/パク・スンヨン /シム・ギョンソブ(2017)『2017年国際結婚 仲介業の実態調査研究』女性家族部(ハングル 文献).
- シム チュン・キャット (2020)「シンガポールにおける複線型教育がもたらす少子化への影響― 『トーナメント競争マインドセット』とその罠」 『家族社会学研究』 32(2): 187-199.
- 白井京(2008a)「在韓外国人処遇基本法――外国人 の社会統合と多文化共生」『外国の立法』235: 135-145
- 白井京(2008b)「韓国の多文化家族支援法――外国 人統合政策の一環として」『外国の立法』238: 153-157.
- 宣元錫(2006)「韓国における非専門職外国人労働者受け入れ政策の大転換――『雇用許可制』の導入:『研究生』から『労働者』へ」情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究Discussion Paper No.2.
- 宣元錫(2013)「雇用許可制への転換と韓国の熟練 外国人労働者政策」『国際問題』626:18-31.
- 田渕知子 (2008) 「多文化家族――増加する女性結 婚移民者の地域社会適応支援」『自治体国際化

- フォーラム』 224:2-6.
- 田上智宜, 2010,「新移民政策の形成と展開」佐藤幸 人編『台湾総合研究Ⅲ 社会の求心力と遠心 力』アジア経済研究所, 51-64.
- 田上智宜, 2012, 「多文化主義言説における新移民問題」 沼崎一郎・佐藤幸人編『交錯する台湾社会』 アジア経済研究所, 175-207.
- 田村慶子(2016)「教育制度」/「女性の社会進出 と出生率の低下」/「外国人家事労働者」田 村慶子編『シンガポールを知るための65章』(第 4版)明石書店, 155-159, 185-193.
- The Strategy Group in the Prime Minister's Office, Singapore (2019), *Population in Brief 2019*. [https://www.strategygroup.gov.sg/files/media-centre/publications/population-in-brief-2019.pdf] (2020年9月18日閲覧).
- 統計庁 (2020) 『2019年婚姻・離婚統計』統計庁(ハングル文献).
- 上野加代子(2018)「ラブ・ゲイン―シンガポール の住み込み外国人家事労働者にみる親密性の 変容」安里和晃編『国際移動と親密圏―ケア・ 結婚・セックス』 京都大学学術出版会, 219-245.
- Wang, H. Z., (2011), "Immigration Trends and Policy Changes in Taiwan," Asian and Pacific Migration Journal, 20(2): 169-194.
- ウインシン,2010,「台湾における結婚移民女性に 関する動向と支援策」『東京大学大学院教育学 研究科紀要』50:23-33.
- 横田祥子, 2008,「グローバル・ハイパガミー? 一台 湾に嫁いだベトナム人女性の事例から」『異文 化コミュニケーション研究』20:79-110.
- Yeoh, Brenda S. A., Lengb, Chee Heng, and Dung, Vu Thi Kieu, (2013), "Commercially Arranged Marriage and the Negotiation of Citizenship Rights among Vietnamese Marriage Migrants in Multiracial Singapore," Asian Ethnicity, 14 (2): 139-156.
- Yeung, Wei-Jun Jean, and Zheng Mu, (2020), "Migration and marriage in Asian contexts," *Journal of Ethnic and Migration Studies* 46, (14): 2863-2879.
- 米澤旦・金成垣 (2018)「韓国における外国からの 移住者への支援組織の現状――ヒアリング調 査をもとにして」『明治学院大学社会学部附属 研究所年報』49:219-230.

# 研究所年報 51 号 2021年2月(明治学院大学社会学部付属研究所)

# 【付記】

本稿は、1節・4節・5節を野沢が、2節を金が、3節を米澤が担当して草稿を書き、全員で読み合わせて調整した。